

平成20年10月1日

国立大学法人宮城教育大学
学長 高橋孝助 殿

監事 犬飼健郎



監事 大橋英寿



平成19年度業務監査（後期）及び会計監査の結果について（報告）

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項の規定に基づき業務監査を、同法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき会計監査を実施しました。

業務監査の結果については（別紙1）の「業務監査（後期）報告書」、会計監査の結果については、（別紙2）の「会計監査報告書」のとおりです。

なお、「業務監査（後期）報告書」の作成に当たっては、担当部署への文書による聴取とその回答等に基づいていることを申し添えます。

また、「会計監査報告書」の作成に当たっては、財務諸表の点検、現地調査等を行うとともに、監査法人との適時情報交換等を行ったことを申し添えます。

(別紙1)

平成19年度業務監査(後期)報告書

I 監査の概要

私ども監事は、国立大学法人宮城教育大学の中期目標・中期計画及び年度計画を踏まえ、主要な会議及び諸行事等に陪席するなどして業務執行の把握に努めるとともに、平成19年度の監査計画を作成し、前期、後期の2期に分けて業務監査を実施しました。

前期の業務監査については、平成20年1月30日付けで学長宛監査結果の報告を行ったところでありますが、後期の業務監査の結果については以下のとおりです。

なお、後期監査の期間は平成20年6月から7月まで、対象部署は連携担当理事及び学務担当副学長であり、監査方法は事前に提示した聴取事項に対する書面による回答により実施しました。

II 監査の視点等

平成19年度後期の監査では、本学が定めた中期目標及び中期計画の達成に向かって行われた学部課程改革、教職大学院の設置、修士課程の改組に関連し、特に学部共通の成績評価方法、教員不適応学生への対応、教職大学院の設置認可の際の留意事項並びに就職支援の取り組みについて、適切に執行されているかどうかという視点に立って監査を実施しました。

III 監査結果

1 学部共通の成績評価方法について

平成19年度前期監査の聴取の際にいくつかの課題が指摘されており、その主たるものは以下のとおりでした。

①趣旨理解

「本学ではGPAを何に使うのか具体の姿が見えない」というGPA導入の趣旨に関する基本的な疑問の声が複数ありました。

②評価の観点

本学GPAが絶対評価なのか相対評価なのか、それとも両方加味した評価なのか、評価の観点で各教員間に統一見解がない状態で評価がなされています。

③S、A、B、C割合の目安

S、A、B、C割合の目安が学内合意を得た指標として示されていないため、例えば、S評価が極端に多い教科と少ない教科が出るなど、一定水準に到達した場合にポイントを附して評価するというGPAの「評価の信頼性」に係る基本事項について、学内コンセンサスが不統一であります。

上記の点について、新たな取り組みは行われていないが、平成20年1月9日

開催の教育研究評議会資料「成績の評価方法及び履修登録単位数の上限に関する取扱要領」において、学務委員会における今後の検討課題として次のとおり認識されていまして、検討に着手する必要があります。

参考

各評価段階の割合は、個々の教員に委ねることになるが、このことに対して、「教員間や講座間で厳しい評価と甘い評価との差が歴然と存在する状態では、例えばこの GPA 制度を奨学金支給等の判断基準に用いる場合には、不公平が生じてくるという問題がある。従って、「各評価段階の割合を『概ね%』というように示すべきではないか。」等の意見がある。

このことに関しては、「大学における成績評価は、絶対評価であるべきなのか、相対評価の要素を加味すべきなのか」という問題があり、また、「授業科目の特性（例えば、実験・実習や少人数のゼミ、等々）によって、評価の方法はおのずと異なる。」という問題もあるため、現時点では、一様に決められる問題ではないと考える。学務委員会では、GPA 制度の大きな課題として、今後検討していきたい。

2 教員不適応学生への対応（バイパス）について

全ての学生を教員養成課程に特化したため、一定割合で生じる教員不適応学生に対して、大学としてどのように対応するのかという課題が学部課程改革の検討に際しても指摘されています。

教員不適応学生、特に3年次、4年次の教育実習等を通じて明らかになってくる教員不適応学生に対しては、教育実習を義務づける強い拘束（強制力）を伴う措置は必ずしも望ましいとは言えず、教育課程上の弾力的措置と考えられ、いわゆる教員免許取得を特例免除とする履修形態（バイパス）を具体的にどのように創っていくのかについて、カリキュラム委員会において検討されておりますが、速やかな対応が必要と思われまます。

3. 教職大学院の設置認可の際の留意事項への対応について

大学設置・学校法人審議会から以下の留意事項が付されました。

①設置の趣旨・目的等が活かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、学術の理論及び応用を教授研究するという大学院の目的、さらに理論と実践を融合して専ら小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を実施するという教職大学院の目的に照らし、開設時から充実した教育研究活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるよう努めること。

②学生や教育現場の現実的課題に対応し編成される「オーダーメイド型カリキ

キュラム」について、学生の研究テーマの設定と「指導教員ユニット」の編成がどのように行われ授業計画が作成されるのか具体的な手続きを開設時まで
に定めること。

- ③「教科・領域専門バックグラウンド科目群」について、各科目の授業内容を教職大学院の趣旨を踏まえた実践的な内容とするとともに、共通科目における各領域に応じた科目区分を設定することなどにより、体系的を明確にすること。
- ④「学校における学習」の免除について、免除基準の「5.授業指導力の観察等による評価」がどのように行われるのか不明確であるため、具体的な手続きを開設時まで
に定めること。
- ⑤教職大学院固有のカリキュラム・授業方法・教育組織等に関する自己点検・評価の方策を構築すること。特に、「オーダーメイド型カリキュラム」が教職大学院の理念にかなったものとなっているかを点検・評価する仕組みを構築すること。

これらに対する取り組みが進んでおり、今後の更なる取り組みを期待します。
なお、バックグラウンド科目の開講状況の評価や教職大学院固有の自己点検・評価に適切に取り組み、その結果については学内にとどまらず外部への情報発信についても期待します。

4. キャリア教育の充実と就職支援について

平成 19 年 12 月に文部科学省から「教員養成課程を置く（48 国立大学の）教員就職率」の調査結果が公表され、本学の平成 19 年 3 月卒業者（18 年度卒業者）の教員就職率は 60.6%で、前年度の 48.2%を 12.4 ポイントも上回り、全国 48 大学中の順位も前年度の 34 位から 16 位に大幅に向上しました。過去 10 年の本学教員就職率が 60%を越えた数値は初めてであり、特筆される成果でありました。

教員就職率が向上した要因について、①就職支援インストラクターを配置して、教員採用試験対策講座として面接指導や実技指導等を体系的に実施してきたことが徐々に成果として表れたものと思われること、②地元だけでなく、関東圏等の他県を受験した学生が増えたこと、があげられた。

また今後の取り組みとして、東北地区の教員採用数の大幅な増加が見込まれない状況であり、①学生に対しては関東圏等の他県受験を勧めるとともに、それらの地域の教育委員会による説明会等を数多く開催して情報を提供する、②教員採用試験対策としてこれまでに成果をあげている施策については、より充実させ教員就職率のさらなる向上に努める、③教員以外の職種への就職支援についても、多様な職種が考えられるため、学生のニーズに沿って柔軟に実施する、ことの回答がありました。

本学中期計画で「就職支援・就職指導を全学的重要課題とし、教職員の意識向上を図り就職指導体制の充実を図る。」としており、年度計画では「キャリアサポートセンターを活用し、教員採用試験の合格率を高めるための方策を検討し実行する。」としております。

学部課程改革後に入学した学生が卒業する平成22年度に向けて、今後の取り組みに期待します。

(別紙2)

平成19年度 会計監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び同法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人宮城教育大学の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、国立大学法人等業務実施コスト計算書、及びこれらの附属明細書並びに事業報告書、決算報告書等）について監査を行なった結果、下記のとおり報告します。

記

1 監査方法の概要

監事は、当期の監査計画に基づき、財務会計の制度化及び業務運営の効率化並びにコンプライアンスの充実を重点調査項目として設定し、役員会その他主要な会議に陪席するほか、役員、学内主要部署等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を開覧し、本学本部及び附属校園等の財産状況を調査しました。

さらに、会計監査人（監査法人）との適時の情報交換等を行い、財務諸表及び附属明細書等の点検を実施しました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人である「あずさ監査法人」の監査方法及び監査結果は適切であることを認めます。
- (2) 事業報告書は、国立大学法人宮城教育大学の業務運営状況を適正に示しているものと認めます。
- (3) 役員の職務執行に関する不正行為又は法令若しくは規定に違反する重大な事実は認められません。

平成20年6月26日

国立大学法人宮城教育大学

監事 犬飼 健 郎

監事 大橋 英 寿

